

第15回 山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和2年5月27日（水曜日）16時から

場所：山陽小野田市役所 3階 大会議室

<次第>

1 報告事項

2 協議事項

(1) 6月1日から6月18日までの施設利用及び事業再開について

(2) その他

山口県内での発生状況（5月26日18時現在）

（1）山口県での感染者数 37人（入院等2人 退院35人）

（市町別）

- 下関市 6件
- 宇部市 1件
- 山口市 8件
- 防府市 3件
- 下松市 6件
- 岩国市 3件
- 光市 4件
- 周南市 5件
- 山陽小野田市 1件

※5月5日周南市での陽性反応以降、県内では陽性反応はなし

（2）PCR検査の状況について 累計1,657件

月日	曜日	実施件数	陽性件数
5月18日	月	5	0
5月19日	火	7	0
5月20日	水	12	0
5月21日	木	7	0
5月22日	金	6	0
5月23日	土	3	0
5月24日	日	0	0
5月25日	月	1	0

（3）相談件数 25,720件（1月31日から5月24日まで）

イベント開催制限の段階的緩和の目安について

時期	外出自粛		〈基本的な考え方〉			〈具体的な当てはめ〉			
	県をまたぐ移動等	観光		収容率	人数制限	コンサート等	展示会等	お祭り・野外フェス等	
【移行期間】 ステップ①（外出自粛の場合、ステップ②） 5月25日～ ステップ① 6月1日～	△ ※不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。 ○ ※一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	△ ※観光振興は県内で徐々に、人との間隔を確保	屋内	50%以内	100人	○ 【100人又は50%（屋外200人）】 ※密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%（屋外200人）】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	全国的・広域的	地域の行事
			屋外	十分な間隔 ※できれば2m	200人			△ 【100人又は50%（屋外200人）】 ※特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可	
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①から約3週間後	○	△ ※観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 ※GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	屋内	50%以内	1000人	○ 【1000人又は50%】 ※密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	
屋外			十分な間隔 ※できれば2m	1000人					
屋内			50%以内	5000人	○ 【5000人又は50%】 ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 ※GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ 【5000人又は50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 ※GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）			
屋外			十分な間隔 ※できれば2m	5000人					
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②から約3週間後			屋内	50%以内	上限なし	○ 【50%】 ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 ※GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ 【50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 ※GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 （できれば2m） ※感染状況を踏まえて、判断。	
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②から約3週間後			屋外	十分な間隔 ※できれば2m	上限なし				
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 ※ステップ③から約3週間後		○ ※GoToキャンペーンによる支援	屋内	50%以内	上限なし	○ 【50%】 ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 ※GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ 【50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 ※GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 （できれば2m） ※感染状況を踏まえて、判断。	
			屋外	十分な間隔 ※できれば2m	上限なし				

●この表については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より出された令和2年5月25日付け事務連絡を参考に作成

近隣の状況

○協議事項～6月1日以降の施設利用の条件について（仮称）

1 国

令和2年3月28日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議により決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について、緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等について5月25日に変更され次のように示された。

「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（例えば、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②ののちの3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限の要請等を段階的に緩和するものとする。

2 県

新型コロナウイルス感染拡大防止のために県民に要請している県境をまたいだ移動の自粛について、6月上旬にも中国・九州地方から段階的に緩和する方向で検討する考えを明らかにした。しかしながら、同月25日に北九州市で6名の感染者が確認されたことを含め、どのように検討されるかは未定であるが、5月29日（金）に県の対策本部会議が開催され方向性がはっきりすると思われる。

3 他市の状況

ア 宇部市の状況

6月1日から6月18日までの市民限定の貸出しから県内利用に緩和。

イ 下関市の状況

5月26日から施設は再開している。施設の利用条件について、児童が使用する施設のみ「下関市民に限る。」と条件を付しており、その他の施設は「下関市民に限る。」の条件は付していない。

なお、スポーツ施設等のトレーニングルームは引き続き使用禁止としている。

6月1日から6月18日までの施設利用及び事業再開について

1 利用条件の主な変更点

- 「山陽小野田市民のみ」の利用条件を解除し、「県内利用」とする。
- 体育施設については、「対外試合等の禁止」の条件を解除する。
- 屋内運動施設の参加人数について「30人以内での利用」を「100人以下、かつ収容定員の半分以下」とする。
- 屋外施設の参加人数について「30人以内での利用」を「200人以内での利用」とする。

2 利用を一部制限する施設

No	施設名	担当部	制限内容
1	市民体育館	市民部	トレーニングルーム: 利用休止 他県において、クラスターが発生した事例があり、運動器具使用後の完全な消毒対応が困難であるため。
2	不二輸送機ホール		楽屋1、スタジオ: 利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。 大ホール、小ホール: 利用制限 利用時間を3時間以内、利用人数を100人以下かつ収容定員の半分以下とする。
3	市民館		調理室: 利用休止 調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため。 文化ホール: 利用制限 利用時間を3時間以内、利用人数を100人以下かつ収容定員の半分以下とする。
4	福祉センター、福祉会館	福祉部	風呂、休養室及び娯楽研修室: 利用制限 利用時間を2時間程度とする。 館内での飲食: 禁止(※水分補給は除く) 会食において感染防止対策の徹底が困難であるため。
5	スマイルキッズ		キッズキッチン: 利用休止 会食において感染防止対策の徹底が困難であるため、また、開放することで利用者が飲食を行うことを避けるため。 キッズキッチン以外: 利用制限 利用時間を午前、午後の2部に分け、8組までの予約制とする。 利用する時間は最大2時間とする。
6	公民館	教育委員会	調理室: 利用休止 調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため。 音楽室: 利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできない。
7	きらら交流館		調理室: 利用休止 調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため。 サウナ: 利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできない。
8	中央図書館		個人席 : 半数の利用に限る。 DVD試聴ブース: 個人ブースの3/5席及び、複数人ブースを利用不可。 「3密」回避及び、ソーシャルディスタンスの確保をするため。
9	商工センター	経済部	2階、3階会議室: 会食の禁止 会食において感染防止対策の徹底が困難であるため。
10	勤労青少年ホーム (小野田、山陽)		公民館の利用条件と同様とする。

3 利用を中止する施設

No.	施設名	担当部	中止理由
1	市民プール	市民部	更衣室・プール内において密集・密接を避けることが困難であるため。

4 事業の再開について

No.	事業名	担当部	再開条件
1	出前講座の講師派遣	市民部	感染防止対策がされている場合に限る。
2	ノーマイカーデー		6月19日(金)実施から再開する。 ただし、公共交通機関利用・相乗りの推奨を削除。
3	幼児健診	福祉部	感染症防止対策を行い、6月3日(水)実施から再開する。
4	各種教室及び研修		感染症防止対策を行い実施する。
5	公民館主催行事 公民館クラブ等	教育委員会	必要性の高い事業について、感染症対策を行い実施する。